



2025年4月10日号

【助成金情報】初任給等引上げ応援奨励金

**社会保険労務士法人桑原事務所
1分でわかる！
会社を成長させるための
桑原事務所メルマガ通信**

みなさま、こんにちは。

本日は「初任給等引上げ応援奨励金」についてご紹介します。

こちらの奨励金は、初任給または若年層（賃上げ実施日に35歳未満）の常時雇用する従業員の賃金引上げを行った中小企業等に奨励金が支給されます。

※賃金支払日が令和7年4月1日以降が対象になります。

【支給対象事業所】

県内に事業所を有し、常時雇用する従業員が1名以上の中小企業等

【支給要件】

- ①対象従業員が県内の事業所に勤務しており、賃上げ実施日に若年層であること。
- ②賃上げ実施日において、所定内賃金として支給される月額を前月分より、定期昇給分を除き4.0%以上引き上げていること。
- ③働きやすい職場環境づくりに向けた行動計画を策定すること。
- ④賃上げ実施後1年間は賃金を引き下げることなく雇用継続することについて誓約していること。

【支給額】

10万円/人（上限100万円）

【申請期限】

令和8年2月27日または賃上げ実施後の賃金支払日から3か月後のいずれか早い日まで

※予算の上限に達した場合は、同日以前に受付終了となります。また、過去に同奨励金を受給している従業員は対象外になりますのでご注意ください。

山口県

初任給等 引上げ応援 奨励金

県では安定的な人材の確保や定着を促進するため
初任給や若年層の従業員の賃金について
引上げを実施する事業者を応援します。

1事業者
あたり **最大 100万円** 1人につき10万円
(上限10名まで)

対象従業員	賃上げの内容
<ol style="list-style-type: none"> 県内の事業所に勤務する、賃上げ日に35歳に達していない従業員 常時雇用する従業員(無期または1年以上の雇用) <small>※常時雇用する従業員の範囲については、募集要項をご確認ください。</small> 	<ol style="list-style-type: none"> 引上げ後の賃金を支払った日が令和7年4月1日以降であること 所定内賃金^{※1}について、定期昇給相当分^{※2}を除き4%以上引き上げること <small>※1最低賃金の対象となる賃金に限る ※2通常の業績や評価において昇給する金額</small>

対象事業者
県内に事業所を有し、**常時雇用労働者が1名以上**の中小企業等 ※中小企業等範囲については、募集要項をご確認ください。

申請期限 令和8年 **2月27日** 金 または 引上げ後の賃金を支払った日から **3ヶ月後**
のいずれか早い日まで ※手厚の上級に達した場合は、同日以前に受付を締め切ります。 **必着**

申請方法

- 申請フォームから https://y-hatarakikata.com/shourei_2025
- 郵送 〒754-0041 山口県山口市小野谷和丁1番1号KDDI福新ビル3F
初任給等引上げ応援奨励金事務局(やまぐち労働政策センター内)
※封筒に「初任給等引上げ応援奨励金」と記載してください。

下記より支給対象、要件等ご確認いただき、お役立ていただければと思います。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/86/215267.html>

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

社会保険労務士法人桑原事務所
〒747-0064 山口県防府市高井1143-1
[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)
FAX:0835-26-0023
MAIL: info@kuwasr.net



@KUWAHARA.SR

桑原事務所インスタグラム

<https://www.instagram.com/kuwahara.sr/?igshid=NTc4MTlwNjQ2YQ%3D%3D>

